

小呂野の成年後見の取り組みについて

わたしたち NPO法人小呂野 は、高齢な方、障がいを抱える方たちの成年後見制度利用をお手伝いします



成年後見制度とは？

☞ 認知症や知的障がい、精神障がいなどがあるために判断能力に支障があって、自分で財産の管理が難しかったり、生活する上での複雑な諸手続きが難しかったりする場合などに、これらをお手伝いすることで、その方の権利を守る制度です。

判断能力の支障の程度は？

☞ 「補助」「保佐」「後見」の3つの類型が定められています。

類型	具体的な判断能力
補助	日常生活はほとんどできるが何かのときに補助が必要
保佐	不動産など複雑な契約などには支援が必要
後見	日常的な買い物にも支援が必要

利用するためには、家庭裁判所に申立てを行います。家庭裁判所は、後見等が必要であること、3つのうち、いずれの類型であるかなどを決めます(審判します)。

成年後見人等には誰がなるの？

☞ 親族の他、司法や社会福祉などの専門家がふさわしい場合があります。どのような人がふさわしいのかについても家庭裁判所が決めます。

わたしたちがお手伝いをするのは、社会福祉の専門的な支援を必要とする方です

社会福祉の専門的な支援が必要な方の後見人等には、公益社団法人北海道社会福祉士会が推薦する、「ばあとなあ北海道名簿」に登録された養成研修修了の社会福祉士が受任する場合(「個人後見」と、小呂野のように社会福祉活動を行う法人が受任する場合(「法人後見」と)があります。法人後見では、複数の法人スタッフが関わるので、より多面的・客観的な判断・対応や、支援の継続性、補完性が担保されます。

小呂野では「個人後見」「法人後見」
の両方に対応しています

申立ては誰がどのようにするの？

- ☞ 「本人、四親等以内の親族、成年後見人等、検察官、市町村長」が申立てることができます。
家庭裁判所にある申請書に、戸籍謄本などの必要類や診断書などを添えます。
申立ては、弁護士などの専門家に頼むこともできます（弁護士費用がかかります。
収入要件によっては、「法テラス」の制度が利用できる場合があります）。

申立て費用は？

- ☞ 印紙代・切手代や診断書作成に必要な料金など、通常、費用は約1万円ほどがかかりますが、家庭裁判所から鑑定を指示された場合には、さらに鑑定にかかる実費が必要になります。

後見人等へはいくら支払うの？

- ☞ 後見人等への報酬は、1年間の後見業務を家庭裁判所に報告した上で、家庭裁判所がその金額を決めます。報酬は、財産状況や後見業務内容に応じて、本人の財産から支払うのが基本ですが、財産が少ない場合などには、市区町村などの助成制度が使える場合があります。
また、交通費や事務費等の実費についてはご本人から頂くことになります。

後見人ができないこと、しないことって？

- ☞ 後見人等は、ご本人の立場で財産の保全を図る立場なので、ご本人との間で債権・債務関係が生じるようなことは出来ません。このため、入院・入所の際の保証人などは担えません。また、身元引受の責任を請け負うことも出来ません。
さらに、後見人には、医療行為の同意や婚姻や養子に係る手続きなども法的権限がないため出来ません。
しないことの代表的な例としては、介護や生活援助的な業務があります。これらは、「事実行為」と呼ばれます。事実行為を後見人等が担うことは原則としてありません。

どんな点が安心なの？

- ☞ 成年後見制度は、家庭裁判所の監督の下で業務を担います。毎年定期で、また、必要な際に家庭裁判所に業務を報告することで、財産管理や契約の代理行為などの適正さが担保されます。
また、十分理解できずに契約をしてしまった「悪徳商法」などの被害から、ご本人の生活とその財産を守ることが出来ます。

自分の財産なのに思うように使えないの？

- ☞ 類型が後見であっても、ご本人の意思を確認しながら、またはどのような意思なのか、ご本人の最善の利益を常に考慮して財産管理を行います。もちろん、類型によっては、ご本人が管理できる場合もあります。 その方その方のより良い生き方を一緒に探り支援します。